

# 太宰府市マンション管理適正化推進計画

令和 8 年 10 月 1 日

## 1 マンションの管理の適正化に関する目標

本市には、約 2,340 戸のマンションがあり、このうち築 40 年以上のマンションは約 40 戸となっています（令和 8 年 1 月 1 日時点）。老朽化するマンションが 10 年後には約 1,020 戸になると予測されることを踏まえ、管理不全となるマンションの発生を未然に防ぎ、マンションの適正な管理を促進することを目標とします。

## 2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

本市域内におけるマンションの管理状況を把握するため、実態調査の実施等、市が講ずる措置を検討します。

## 3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）に基づき、管理計画の認定事務を実施します。なお、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

また、実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについても検討します。

## 4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

太宰府市マンション管理適正化指針については、国のマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針と同様の内容とします。

## 5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・広報紙やホームページ等を通じて、普及・啓発に努めます。

## 6 計画期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 18 年 9 月 30 日までの 10 年間とします。

なお、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを検討します。